

「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金」制度のご案内

前橋市都市計画部都市計画課

市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地を生かした景観形成を図り、落ち着いた魅力ある街並み景観の創出を確保するために、広瀬川河畔景観形成重点地区内において行う、良好な景観形成に寄与する整備に要する経費の一部を助成します。

◀ 助成の対象となる整備行為と助成額 ▶

以下の対象行為の整備にかかる経費の1/2以内で、各行為の上限額の範囲内の額を助成します。

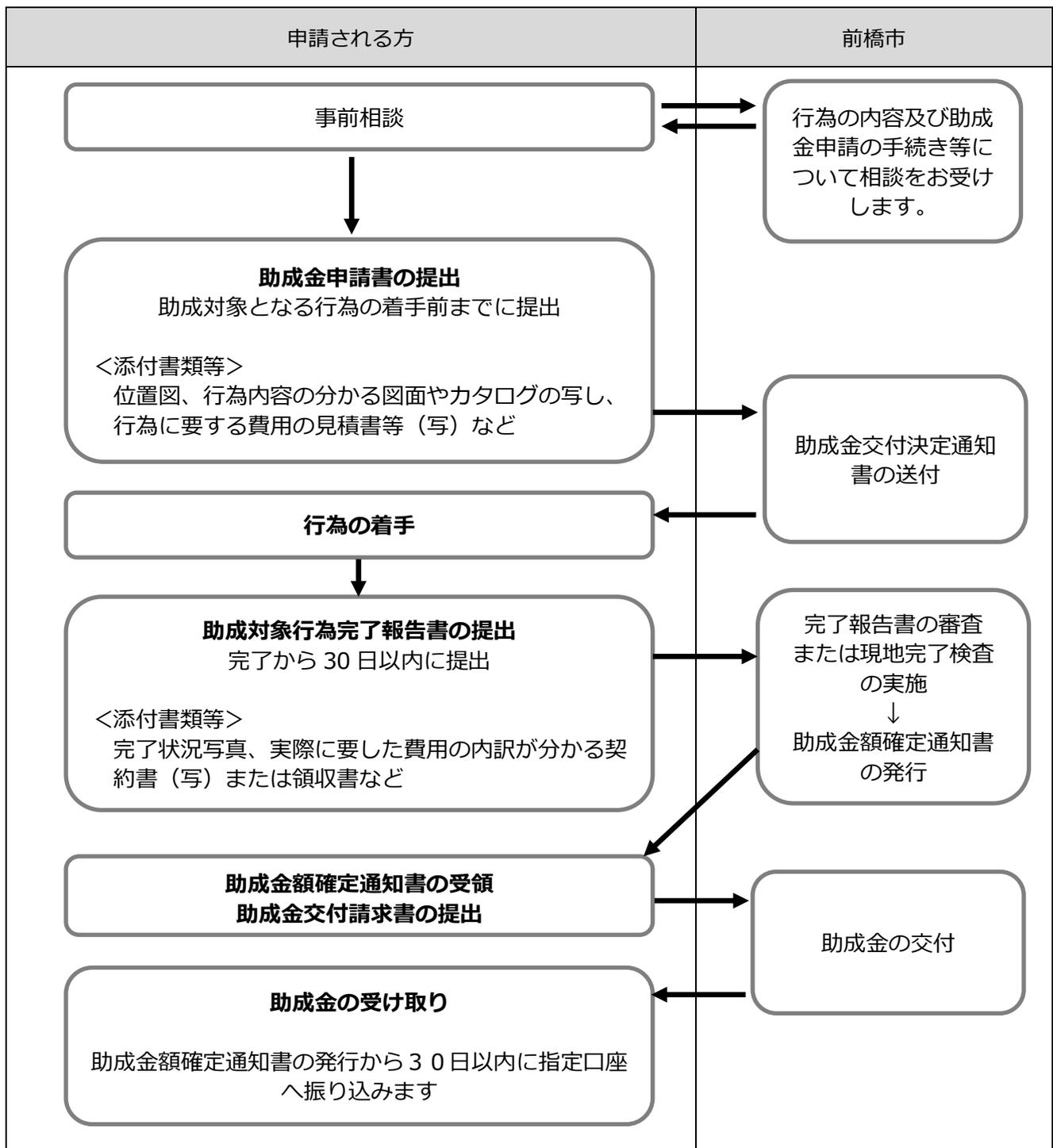
なお、一敷地あたりの各助成金合計の限度額は250万円までです。

(※ テナントビル等に入居する事業者においては、一事業者あたり合計100万円まで)

対象行為	条件	上限額
① 建築物の外観の修景	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）を使用 (※当該部分の1/2以上)	100万円
	壁面緑化（当該壁面の1/2以上）	
② ショーウィンドウ、格子状シャッターの設置(※)	夜間に灯りの漏れるデザインのもので、夜10時まで点灯するもの	50万円
③ 屋外建築設備の隠ぺい等(※) (エアコン室外機、屋外設備機器・ゴミ集積所、サービスヤード等) 例) 	自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）、または、それに類似する風合いの素材を使用する目隠し壁等の設置 (格子状、ルーバー状、スリット状のフェンスなどでも対象となる場合があります。ご相談ください)	20万円
	隠ぺいを目的とした樹木の植栽 (植栽時樹高1.5m以上)	
④ 門、かき、柵、塀、擁壁の修景	自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用	80万円
	生垣の設置	
⑤ 立体(機械式)駐車場、立体(機械式)駐輪場、平面駐車場、資材置き場、の隠ぺい等(※)	自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）、または、それに類似する風合いの素材を使用する目隠し壁等の設置 (格子状、ルーバー状、スリット状のフェンスなどでも対象となる場合があります。ご相談ください)	80万円
	隠ぺいを目的とした樹木の植栽 (植栽時樹高1.5m以上)	
⑥ 平面駐車場の路面の修景 例) 	地被植物または植生ブロック等による路面緑化（駐車場平面の2/3以上）	50万円
	路面の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ）またはそれに類似する風合いの素材を使用（駐車場平面の2/3以上）	
⑦ 屋外広告物の改修工事	本重点地区指定以前から設置されている屋外広告物で、重点地区指定後に既存不適格となった屋外広告物の改修や除却	100万円

※②、③、⑤の助成対象となる行為の範囲は、広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分に限ります。

« 助成金申請手続きの流れ »



※ 申請に必要な書式や添付する書類の詳細は、「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金交付要項」をご確認いただくか、下記までお問合せください。

【お問合せ】
 前橋市 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係
 TEL：027-898-6974
 FAX：027-221-2361
 E-mail：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp